0

和

尙

文書集】

二九九

內,可、有,改替,候者也。仍請文狀如、件。 京着可」申候。萬一可、爲,少分,令,無沙汰,者、雖、爲,年季之 久同請切申,於"御公用,者、無"風干水損、每年嚴密卅五貫 御料所賀州石川郡森嶋井六ケ村長嶋石町・野田町・高畠町・宮徳

天文十年三月

定光

【大館常興日記】

蜷川新右衞門尉殿

辛丑 紀元二二〇一

天文十年

所新入衆を擧達す。 八月廿三日。 石川郡白山宮一 和尚 同宮莊嚴講

【白山比咩神社文書】 石川郡

白山寺 莊嚴講所

寺籠僧

右當講衆入衆不足之間 任。先例,令。擧達,之狀如,件

二九二

延命院宮內卿公 不 足

> 守護畠山義總にその八朔の禮物を贈れるを謝せ 惣長 東法印大和尚位 (證底) (證底) 院主權少僧都法眼和尚位 足利義晴 在判 黑印 大館常興をして、

能登

八月廿八日。

一二九三

御盆同御給にて候。尤珍重に候。遊佐豐後守可,令,申給,候, 恐々謹言。 可、令、申旨被,仰出,候。隨而爲,御返、御太刀持‧御香合堆朱 貴札今月廿二日到來、令"拜覽"候。仍爲"八朔御祝儀、御太 刀一腰持·五千疋御進上之段致,披露,之處、能々得,其意,

八月廿八日

常

謹上 修理大夫入道殿御報(畠山義總)

石川・河北二郡の絹屋座を安堵せしむ。 十二月廿六日。內藏寮、 中奥信外・宮本安清に、

言繼卿 記

內藏寮下

一二九四

加賀國河北·石河兩郡絹屋座中事

中與善乘兵衛信久

宮本三郎右衛門安清

任、之狀如、件。 領掌如元、不一可,有相違一之旨所、被,仰出一也。 右輩綸旨以下證文,今度國中依,錯亂,紛失云々。座中進退 仍重書下補

天文十年十二月廿六日

目代從四位下行長門守藤原朝臣綱家判

天文十一年 壬寅 紀元二二〇二

畠山義總の道服着用を許容すべきことを答申す。 五月廿二日。大館常興、足利義晴に、能登守護 一二九五

大館常興日記

能登守護畠山匠作入道だうぶく御発之御事くるしからず(養癒) むかし三職已下少々御発にて着申候つるよし申

> つたへたる御事にて、 (天文十一年) 五月十一日 (天産晴光) 左衛門佐殿 此趣よろしく可、有。言上,候。 (大億)

> > 興

せしむ。 汰人をして、 十月十日。幕府、 年貢・諸公事物を伊勢貞孝代に交付 その料所能美郡長瀧の名主沙

伊勢守貞孝申御料所賀州長瀧事、國錯亂以來于、今令,無沙(#勢) 【親 俊 日 記】 沙』汰渡貞孝代,由、所被,仰出,之狀如,件。 汰,云々。以外次第也。所詮年貢諸公事物、如,先々,嚴密可,

貞 晴

癸卯 紀元二二〇三

天文十二年

當所名主沙汰人中

超勝寺の山城曼殊院門跡領江沼郡富墓莊を違亂 月廿二日。幕府 江沼郡中に、本願寺をして

天文十一年・十二年